

郡上市U I J ターン就職奨励金交付対象者 確認書

	項 目	回答欄
1	U I J ターン者又は新規学卒者で、平成30年4月1日（以下「基準日」という。）以降に対象事業所に正規雇用された方若しくは対象事業所の後継者ですか。 創業者にあつては、基準日以降に創業された方ですか。	はい・いいえ
2	配置転換（転勤）又は出向により勤務された方ですか。	はい・いいえ
3	市外に主たる事業所を有する対象事業所に正規雇用された方又は後継者にあつては、市内で勤務する方ですか。	はい・いいえ
4	U I J ターン者にあつては、平成30年3月1日以降に市に住民登録した方又は市内に居住した方ですか。	はい・いいえ
5	対象事業所における正規雇用時の年齢又は創業時の年齢が、満50歳以下ですか。	はい・いいえ
6	対象事業所に6ヶ月以上継続して正規雇用されている方又は後継者ですか。 創業者にあつては創業して6ヶ月以上継続して事業を行っていますか。	はい・いいえ
7	奨励金の交付を受けた後も引き続き3年以上、市に定住する意思がありますか。	はい・いいえ
8	公務員ではありませんか。	はい・いいえ
9	市税等に滞納はありませんか。（過去の住所地を含む）	はい・いいえ
10	過去にこの奨励金を受けていませんか。	はい・いいえ

上記について相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名 _____ ㊞

用語の定義

U I J ターン者 市外に1年以上住所を有した後、市内に転入し、原則1年以内に就職、就業する方又は市内に住所を有したまま学生等として市外に1年以上居住した後、新たに市内に居住し、原則1年以内に就職、就業する方。

対象事業所 市内に主たる事業所若しくは勤務地を有する雇用保険適用事業所又は市長が認めたものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業等に該当するもの又は公序良俗に反する事業所を除く。

新規学卒者 卒業して1年以内の方。

正規雇用 雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働契約を締結した方。

後継者 対象事業所の事業を継ぐ者であって、1週間の所定就業時間が20時間以上の方

創業 U I J ターン者及び新規学卒者が、市内において新たに事業を起こすことをいう。ただし、フランチャイズ店、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業等に該当するもの又は公序良俗に反する事業は除く。

配置転換 自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、職種、職務内容又は勤務場所が変更されること（転勤者）

出向 自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、他企業の事業所において、その企業の業務に従事すること。

市税等 地方税法第5条に規定する市町村税。